

令和 7 年 5 月 1 日

黒滝村長 植田 忠三郎

黒滝村空き家除却補助事業の募集について

1. 目的

将来的に周辺に影響を及ぼす恐れのある空き家について、空き家の自発的な除却を促進して適正な管理を図るため、除却工事費用の一部を補助します。

2. 補助額等

1 対象者あたり 1 件で 50 万円を上限とし、補助対象経費の 1/2 以内とします。

3. 補助対象

空き家の除却し更地にする工事に要する経費です。危険空き家（住宅地区改良法に規定する不良住宅）又は旧耐震空き家（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認を受けて建築された空き家）が対象となります。

工事は、建築業法における解体工事業の許可業者または登録業者が請け負う工事限り、自ら空き家を除却する場合は、適正な除却工事及び廃棄物処理を担保するため、補助対象外となります。

ただし、不動産販売又は不動産貸付を行う事業者、倉庫等の住宅以外は補助対象外としています。

4. その他

- ・募集は予算の範囲内（令和 7 年度は約 2 件分）となり、審査会の審査を経て交付決定となります。申請件数が補助金の予算額を超えた場合や、申請内容が補助対象外となる場合は、審査会の決議を経て不受理となる場合があります。
- ・危険空き家として申請の場合は事前調査を行う必要があります。（係員による目視で住宅地区改良法に基づく採点で 100 点以上あること）
- ・申請者が対象空き家の所有権を有するもの（登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者又はその相続人に限る）であること。（抵当権等が設定されている場合、権利者から対象空き家の除却についての同意書を提出してください。）

・募集・審査のスケジュール

5 月～6 月 募集期間（募集〆切 6 月 16 日（月））

7 月 交付決定、事業開始

※交付決定を受けた後に契約し、工事着手してください。

※補助金の交付は、実績報告書（工事領収書等添付）の審査確認の後になります。

※除却工事の完了後、翌年度から土地の固定資産税額が増額になる場合があります。

○問い合わせ先

黒滝村役場 企画政策課（電話 0747-62-2031）

村ホームページから補助要綱、申請様式をダウンロードすることができます。